

被保護者健康管理支援事業業務委託 特記仕様書

1 目的

菊池市において生活保護を受けている者（以下「被保護者」という。）のレセプトデータやケースワーク等調査結果を既存データの収集・突合・分析を行い当市における課題を分析し、本事業による支援の対象者の抽出を行った後に、指導方針を作成し、医療系有資格者（保健師等）による被保護者への同行、訪問を行い、健康行動へのアセスメント、主治医や市嘱託医等との連携を図り健康行動の改善に向けた提案を行うことで、医療扶助費の適正化及び被保護者の生活の質の向上を図るもの。

上記の目的を計画的に効率よく進めるため、豊富な経験と高い専門性を有する事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

なお、本事業は菊池市被保護者健康管理支援事業実施方針に沿って行うものである。

2 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 委託番号 | 令2菊福委第1号 |
| (2) 委託名 | 令和2年度～令和3年度 被保護者健康管理支援事業業務委託 |
| (3) 履行場所 | 菊池市全域地内 |
| (4) 履行期間 | 令和2年4月1日～令和4年3月31日まで
業務履行日については、次の日を除く。
(ア) 土・日曜日
(イ) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始休暇（市役所閉庁日） |
| (5) 事業費限度額 | 令和2年度 5,500,000円
令和3年度 5,500,000円 |

3 業務内容

受託者は、次号に掲げる業務内容を実施するものとする。また、今後、委託者が必要と認められる業務が発生した場合は、事業費限度額の年度単位額を上限に協議のうえ、速やかに実施するものとする。

- ① レセプトデータ収集分析業務

菊池市において令和 2 年度から国の必須事業として実施される「被保護者健康管理支援事業」にむけ、レセプトデータのみならず、ケースワーク等調査結果と既存データの収集・突合・分析を行い、投資における課題を的確に把握し、支援対象者の抽出を行うことを目的とする。受託者は次に掲げる業務内容を実施するものとする。

- (1) レセプトを活用した被保護者の健康状態についてのデータ収集・分析及び医療費の分析
- (2) アンケート調査による実態調査
- (3) 現状分析・企画作成
- (4) 業務実施・評価報告書の作成

※ (1) から (3) についての対象者（被保護者）数（令和元年 11 月末現在）

被保護者世帯：338 世帯

被保護者人員：432 人

成果品については下記のとおりとする。

- (1) データ分析結果報告書 電子データ（CD-ROM）
- (2) 現状分析、企画に関する電子データ（CD-ROM）
- (3) 業務実施・評価報告書に関する電子データ（CD-ROM）

※ 上記 (1) から (3) については、統合したデータでも可とする。

② 被保護者健康管理支援業務

①レセプトデータ収集分析業務において把握したデータをもとに支援対象者を絞り込み、指導方針を作成し、有資格者（保健師等）による同行、訪問を行い、健康行動のアセスメント、主治医や市嘱託医等との連携を図り健康行動の改善に向けた提案を行う。

更に、健康行動の確認を実施し、健康行動改善状況の確認や今後の意向を把握し評価を行うことを目的とする。受託者は次の各号に掲げる業務内容を実施するものとする。

- (1) 課題及び積極的に介入すべき対象者への対応
 - ・ 訪問事業の企画資料作成、福祉事務所との協議
 - ・ 有資格者（保健師等）による訪問実施
 - ・ 個別評価及び事業評価の報告書作成

成果品については下記のとおりとする。

- (1) 訪問事業の企画資料の電子データ（CD-ROM）
- (2) 個別評価及び事業評価の報告書電子データ（CD-ROM）

※ 上記 (1) から (2) については、統合したデータでも可とする。

4 その他事項等

①仕様書の性質

本仕様書は、市が委託する上記委託の受託者を選定するためのものであり、受託する最低限度の内容を示したものである。

受託者は、プロポーザル方式による随意契約とするが、プロポーザルの際の受託候補者から本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その受託候補者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると市が判断した場合、予算の範囲内で受託候補者はその提案を誠実に実行することとする。

②菊池市被保護者健康管理支援事業実施方針

本事業は菊池市被保護者健康管理支援事業実施方針（以下「実施方針」という。）に沿って行うものであり、提案参加申込書を期限内に提出した事業者に送付を行う事とする。事業者は実施方針の内容を踏まえて技術提案を行うものとする。なお実施方針は、未定稿のため、1次審査（書類審査）・2次審査（プレゼンテーション）において選定外となった業者については必ず返却を義務づけるものとする。

送付については、紙媒体で一部送付することとし、データでの送付は行わない。

また、実施方針は下記④守秘義務の適用を受けるものとする。

③個人情報の保護

受託者は業務の履行にあたり個人情報の適切な取り扱いに対して、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、菊池市個人情報保護条例（平成17年3月22日条例第11条）に基づき、その取扱いに十分留意し、遺漏、滅失、及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

また、個人情報保護の管理徹底については、日頃より教育訓練を実施し、従事者の意識啓発を常に行うこと。

なお、相談者の新規登録に当たっては、支援内容の必要性から、関係機関へ氏名や住所などの個人情報を提供する場合があることを十分説明し、書面により同意を得ること。

④守秘義務

事業者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託終了後も同様とする。

5 業務の適正な実施に関する事項

①業務の一括再委託の禁止

事業者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

②事業費の支払いについて

本事業は、事業費限度額を上限とし、総価での契約を行い、データ分析・保健指導等の実績に応じ、契約単価により支払いを行う。

6 業務の継続が困難となった場合の措置

市と事業者との契約期間中において、事業者による業務の継続が困難になった場合は市と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

7 次年度における業務の引継に関する事項

契約期間終了後に新受託団体に同業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、契約期間中に引継期間を設け、確実に業務を引き継ぐこと。なお、新受託団体が引継期間に必要な経費は当該団体の負担となること。

8 その他

本仕様書に明示なき事項又は業務遂行上疑義が生じた場合は、市と協議の上、業務を進めるものとする。